

建物用途	店舗	あらかじめの検討のタイプ	内装材（造作壁の設置を含む）
------	----	--------------	----------------

1.内容	テナント内装の見直しに伴う仕上材・下地材の計画（造作壁の設置含む）に幅を持たせるため、あらかじめ安全性の確認を行うもの。
2.内装材(造作壁の設置を含む)の計画方針	<p>a.仕上材・下地材の仕様</p> <p>天井：下地は軽量鉄骨等の不燃材料とし、仕上は石こうボード等+AEP塗装等の準不燃材料でシックハウス材料等級がF☆☆☆☆のものとする</p> <p>壁：下地は軽量鉄骨等の不燃材料とし、仕上は石こうボード+ビニルクロス等の準不燃材料でシックハウス材料等級がF☆☆☆☆のものとする</p> <p>床：下地はコンクリートとし、仕上はビニル床タイル等でシックハウス材料等級がF☆☆☆☆のものとする</p> <p>b.仕上材・下地材の部位ごとの固定荷重は下記とする。</p> <p>天井：（単位面積当り） 700kN/m²以内</p> <p>床：（単位面積当り） 600kN/m²以内</p> <p>壁：（単位見付面積当り）700kN/m²以内（外周壁、造作壁とも） 造作壁の高さは3m以内、長さは8m以内とする。</p>
3.要検討項目	<p>仕上材・下地材が変更する場合に以下の事項に関していずれも安全であることをあらかじめ検討する。</p> <p>《意匠》 ・ 仕上材、下地材の防火性能 —— (1)</p> <p>《構造》 ・ 仕上材、下地材の固定荷重 —— (2)</p> <p>《設備》 ・ なし</p>

4.あらかじめの検討・・・内装の変更の最も厳しい条件での検討を以下に行う

(1) 仕上材、下地材の防火性能の検討

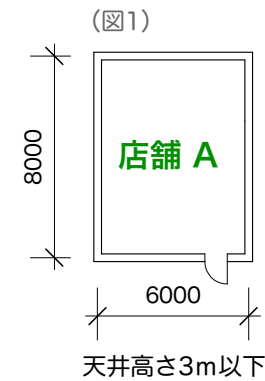
仕上材・下地材の防火性能が低下しない材料を選定することにより、内装制限に適合する。

(表1)

	下地	仕上
天井	不燃天井骨組	準不燃材料
壁	不燃軸組	準不燃材料

(2) 仕上材、下地材の固定荷重の検討

内装の選定による、最大の仕上材・下地材の固定荷重について安全性を検討する



店舗Aの床面積は8m×6m=48m²である。

天井高さを最大の3mとすると各部以毎の固定荷重は、

天井：700kN/m²×48m²=33,600kN —— ア

床：600kN/m²×48m²=28,800kN —— イ

壁：700kN/m²×84m²=58,800kN —— ウ

造作壁を最大長さの8m設けると、

造作壁：700kN/m²×24m²=16,800kN —— エ

以上を合計すると、最大の固定荷重の合計は

(ア+イ+ウ+エ) = 138,000kN

単位床面積当りの荷重に換算すると、

138,000kN/48m²

= 2,875kN/m² ≤ 構造計算書における設計荷重 (3,000kN/m²)

以上により、仕上材・下地材を計画方針通りに選定すれば、仕上材・下地材の固定荷重は設計で見込んだ荷重以下となる。

建物用途	店舗	あらかじめの検討のタイプ	内装材（造作壁の設置を含む）
------	----	--------------	----------------

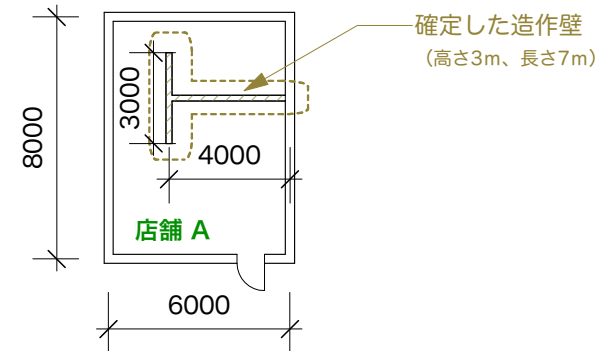
5. 確定内容があらかじめの検討の範囲にあることの確認

確定図

(表2) 確定した仕上材、下地材

	下地	仕上	シックハウス材料等級	固定荷重
天井	軽量鉄骨	石膏ボード+ビニルクロス (準不燃-建告1401)(準不燃QM-9446)	石膏ボード：規制対象外 ビニルクロス：F☆☆☆☆	450kN/m ²
壁	軽量鉄骨	ケイカル板+塩ビ系シート (不燃NM-8578) (不燃NM-0131)	ケイカル板：規制対象外 塩ビ系シート：F☆☆☆☆	600kN/m ²
床	コンクリート	フローリング	F☆☆☆☆	500kN/m ²

(図2) 確定した造作壁



設計条件に適合していることの確認

a. 仕上材・下地材の防火性能

天井：下地不燃/仕上準不燃, F☆☆☆☆ = 設計条件 (下地不燃/仕上準不燃, F☆☆☆☆) — OK

壁：下地不燃/仕上不燃, F☆☆☆☆ ≥ 設計条件 (下地不燃/仕上準不燃, F☆☆☆☆) — OK

床：仕上 F☆☆☆☆ = 設計条件 (F☆☆☆☆) — OK

b. 仕上材・下地材の固定荷重

天井：450kN/m² ≥ 設計条件 (700kN/m²) — OK

床：500kN/m² ≥ 設計条件 (600kN/m²) — OK

壁：600kN/m² ≥ 設計条件 (700kN/m²) — OK

造作壁：7m ≥ 設計条件 (8m) — OK

あらかじめの検討の範囲内であることの確認

内装の変更は、あらかじめの検討で設定した範囲内に収まっている。
よってこの内装材の確定及び造作壁の設置は「計画変更」にあたらぬ。